

運 営 規 程

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

医療法人 陽成会

グループホーム ヒロセドゥーエ

令和6年6月1日

指定介護予防認知症対応型共同生活介護運営規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人陽成会が設置運営する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで介護予防を目的として、食事、入浴、排泄等の日常生活の支援及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を目指して、安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに今治市条例に基づいて、関係する厚労省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 相手を思いやる「和」の心と、利用者に「誠意」をもって接する。
- 4 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 6 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称・所在地)

第4条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 グループホーム ヒロセドゥーエ
- ② 所在地 今治市国分7丁目5番11号

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 2名
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名以上（内1人は介護支援専門員とする。）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- ③ 介護職員 14名以上
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は1ユニット9名とし、ユニット数は2ユニットとする。よって、利用定員合計18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るとともに、交付するものとする。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示上の額）によるものとし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項の規程の他、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

① 家賃（個室）	1,330 円／（日）
② 食材費 朝食 300 円、昼食（おやつ含む） 500 円、夕食 500 円	1,300 円／（日）
③ 水道光熱費・共益費	510 円／（日）
④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用	実費
- 3 その他の費用については、利用者側の同意を得て徴収する。
- 4 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
- 5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。
- 6 第2項の費用の支払を受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援者2であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数により共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害行為のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行う。

(秘密保持)

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(事故報告時の対応)

第13条 家族（あるいは代理人）、市町村への速やかな連絡と必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 3 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(虐待防止のための措置)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。

③ 事業所において、介護従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。

④ ①から③の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(感染対策委員会の強化)

第16条 感染対策委員会を定期的開催して職員へ年2回以上定期的教育実施し感染症防止に努める。又、感染症発症時の訓練を実施する。

(緊急時における対応策)

第17条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第18条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(記録の整備)

第19条 本事業所は、従業者、設備、備品及び会計上関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 事業者は利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- ① 介護予防認知症対応型共同生活介護計画
- ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ④ 市町村への通知に係わる記録
- ⑤ 苦情の内容等の記録
- ⑥ 事故の状況及び事故に際してとった処理についての記録

(その他運営についての重要事項)

第20条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用料金請求領収書控え、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 9月1日から施行する。

この規程は、平成28年 8月1日から施行する。

この規程は、令和 元年10月1日から施行する。

この規程は、令和 2年12月1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 5年 2月1日から施行する。

この規程は、令和 5年 8月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 6月1日から施行する。